

平成19年第2回定例会意見書全文

[結果一覧へ](#)

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める 意見書

我が国には、C型肝炎患者がおよそ200万人、B型肝炎患者がおよそ150万人もいると言われ、その大半が、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換などの不適切な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

また、司法の場においても、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが認定されているところである。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気である。1年間の肝がんの年間死者数が約3万人を超える中、9割はB型、C型肝炎患者である。このような事態にかんがみれば、直ちに政府はすべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するため諸施策に取りかかるべきである。

よって、本市議会は国に対し、すべてのウイルス性肝炎患者救済のため、早期に下記の施策を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
 - 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
 - 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
 - 4 ウィルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
 - 5 ウィルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
 - 6 ウィルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を検討すること。
 - 7 ウィルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣 あて